

# 南橋町内会会則

(名称及び事務所)

第1条 この会は南橋町内会と称し、事務所を会長宅におく。

(組織)

第2条 この会は鵜沼橋1丁目、2丁目、桜が岡1丁目、4丁目の区域内に居住するもので組織する。

(目的)

第3条 この会は民主主義の精神に基づき、共同生活を通じて、地域住民の親睦、共同福祉の増進、ならびに防犯・交通・防災等地域内の環境の整備を計ることを目的とする。

(事業)

第4条 この会は、前条の目的を達成するため、町内会防災会及び次の部をおき各事業を行う。

- (1) 総務部 総会・役員会の開催、会計・会員との連絡その他、他の部に属さない事項に関する事。
- (2) 環境部 ゴミ分別収集等衛生に関する事。
- (3) 防犯部 防犯灯の維持、その他防犯に関する事。
- (4) 防災部 防災活動に関する事。
- (5) 交通部 交通安全に関する事。
- (6) 広報部 広報活動に関する事。
- (7) 社会部 社会福祉活動の協力に関する事。
- (8) 文化部 文化活動・体育・リクリエーション等に関する事。

(役員)

第5条 I 1. この会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名以内
- (3) 部長・副部長 必要な人数
- (4) 会計 1名

2. 役員は、会員の互選による。

3. 会長は、役員互選による。

4. 副会長・部長・副部長・会計は会長が任命する。

II 1. この会に監事を1名置く。

2. 監事は、会員の互選による。

(役員及び監事の任期)

第6条 役員及び監事の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(役員及び監事の職務)

第7条 I 1. 会長は会を代表し、会務を処理する。

2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故がある時はその職務を代理する。

3. 部長・副部長は部長会を構成し、各部の事業の企画、立案その他の運営上必要な事項を審議する。

4. 会計は会計事務を担当する。

II 1. 監事は会の会計を監査するとともに、会長・副会長及びその他の役員業務執行を監査する。

(下部組織)

- 第8条 1. 会務の円滑な運営を図るために、この会の区域内に組を置く。  
2. 組には組長を置く。  
3. 組長は、組構成員の互選による。  
4. 組長は、組長会を構成し、組の運営上必要な事項を審議する。

(総会)

- 第9条 1. 総会は定期総会と臨時総会とし、会長がこれを召集する。  
2. 定期総会は毎年1回とし、会長がこれを召集する。  
3. 臨時総会は、必要に応じて開催する。  
4. 総会に付議する事項は、おおむね次の通りとする。  
(1) 会則の制定、改廃  
(2) 事業計画、事業報告、会計報告  
(3) その他、必要と認められる事項  
5. 総会は、会員過半数の出席に依って成立し、議事は、出席者の過半数によって決定する。可否同数の時は、議長の決定による。  
6. 総会の議長は、会長が努める。

(その他の会議)

- 第10条 役員会は、必要に応じて随時開催する。

(会計)

- 第11条 この会の経費は、会費その他の収入による。  
1. 会費は、1世帯につき月額200円とする。  
2. 会計年度は、毎年4月1日から始まり、翌年3月31日におわる。

(その他)

- 第12条 その他の必要な事項は、役員会で決定する。

付則

この会則は、昭和50年4月1日から施行する。

改訂：平成12年4月1日

改訂：平成13年4月1日

改訂：平成16年4月1日

改訂：平成18年6月3日

改訂：平成24年6月10日